

議 決 結 果（2月9日）

神奈川県内広域水道企業団議会 1月定例会は、令和5年1月27日開会し、2月9日閉会いたしました。その結果は次のとおりでした。

1 議決結果

(1) 委員会提出議案第1号

神奈川県内広域水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例

原案のとおり可決

(2) 議案第1号 神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例

原案のとおり可決

(3) 議案第2号 神奈川県内広域水道企業団情報公開条例等の一部を改正する条例

原案のとおり可決

(4) 議案第3号 令和5年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

原案のとおり可決

(5) 請願第1-1号

「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願」

不採択とすることに決定

(6) 請願第1-2号

「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の

見直しを求める請願」

不採択とすることに決定

(7) 請願第 1 - 3 号

「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願」

不採択とすることに決定

(8) 請願第 1 - 4 号

「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願」

不採択とすることに決定

(9) 委員会の閉会中の継続調査について

広域水道常任委員会及び議会運営委員会の申し出どおり継続調査とすることに決定

2 広域水道常任委員会の決定

(1) 議案第 1 号 神奈川県内広域水道企業団個人情報保護法施行条例

原案のとおり可決すべきもの

(2) 議案第 2 号 神奈川県内広域水道企業団情報公開条例等の一部を改正する条例

原案のとおり可決すべきもの

原案のとおり可決すべきもの

(3) 議案第 3 号 令和 5 年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

原案のとおり可決すべきもの

(4) 請願第 1 - 1 号

「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有

効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願」

不採択とすべきもの

(5) 請願第 1 - 2 号

「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願」

不採択とすべきもの

(6) 請願第 1 - 4 号

「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願」

不採択とすべきもの

(7) 水道用水供給事業についてを調査事件として議会閉会中調査を継続するため、議長あて申し出することに決定

3 議会運営委員会の決定

(1) 請願第 1 - 3 号

「川崎市生田浄水場の復活など、自治体の自己水源を有効に活用し、神奈川県内広域水道企業団の将来構想の見直しを求める請願」

不採択とすべきもの

(2) 議会の運営に関する事、議会の会議規則及び委員会条例等について並びに議長の諮問に関する事についてを調査事件として議会閉会中調査を継続するため、議長あて申し出することに決定

神奈川県内広域水道企業団議会事務局

〒241-8525 横浜市旭区矢指町 1194

電 話 045(363)9803(直)

F A X 045(363)1121